

関西広域連合告示第9号

関西広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成23年関西広域連合条例第6号）第5条および第6条の規定に基づき任命権者および公平委員会から報告を受けたので、同条例第7条の規定により、人事行政の運営の状況の概要および公平委員会の業務の状況を公表する。

令和元年12月25日

関西広域連合長 井戸敏三

第1 人事行政の運営の状況の概要

1 職員数の状況（平成31年3月31日現在）

一般行政部門 34人

（注） 職員数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の17の規定に基づき関西広域連合規約（平成22年総行市第250号）第2条に規定する広域連合を組織する地方公共団体（以下「構成団体」という。）から関西広域連合本部事務局に派遣される職員「以下「派遣職員」という。）の人数です。

2 給与の状況

関西広域連合の派遣職員の取扱い等に関する規則（平成22年12月4日規則第9号。以下「派遣職員取扱規則」という。）に従い、派遣職員の給料及び手当は、当該構成団体の関係規定を適用し、当該構成団体が支給するものとし、退職手当を除く相当額について、関西広域連合が負担する。

区分	職員数	給料	手当	合計一人当たり
30年度	34人	154,331,351円	133,568,233円	8,467,635円

（注） 職員数は平成30年3月31日現在の人数です。

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（平成30年4月1日現在）

正規の勤務時間	週38時間45分
勤務時間の開始時刻	9:15
勤務時間の終了時刻	17:45
休憩時間	12:15~13:00

(2) 休暇の導入状況

関西広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例に従い、派遣職員の休暇の種類、期間及び承認手続等については、当該構成団体の休暇の種類、期間、承認手続の例による。

4 分限及び懲戒処分者の状況

派遣職員取扱規則に従い、派遣職員に対して分限及び懲戒の処分を行う場合は、当該構成団体の関係規定を適用し、その都度広域連合及び当該構成団体で協議する。

(1) 分限処分者数

平成30年度 0件

(2) 懲戒処分者数

平成30年度 0件

5 服務の状況

関西広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成22年12月4日規則第6号）第2条の規定による職務専念義務の免除及び関西広域連合職員営利企業等の従事制限に関する規則（平成22年12月4日規則第7号）第3条の規定による許可については、次のとおり。

(1) 職務専念義務の免除（平成30年度）

厚生に関する計画の実施	その他	計
30件	1件	31件

(2) 営利企業等の従事制限に関する許可（平成30年度）

営利企業等従事許可
0件

6 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修

職務の遂行に必要な知識、技能等の習得及び全体の奉仕者としてふさわしい職員の養成に努めるために職員研修を実施するとともに、構成団体における研修についても受講を促進している。

- ・政策形成能力研修及びWEB研修の実施
- ・府県市及び本部事務局職員の合同研修の実施
- ・構成団体主催研修への相互参加

(2) 勤務成績の評定

人事評価制度の導入により職員の勤務に対する姿勢や実績を評価することで、職員の能率の発揮及び増進を図り、業務遂行の円滑化と効率的な運営を目指している。

7 福祉及び利益の保護

派遣職員の健康診断については、当該構成団体が行うこととなっているが、当該構成団体が保健事業の一環として提供する人間ドック等については、受診の機会を与えている。

共済組合、健康保険組合、互助会及び当該構成団体独自の福利厚生については、その規定を適用する。

第2 公平委員会の業務の状況

- 1 勤務条件に関する措置の要求の状況（平成30年度） 0件
- 2 不利益処分に関する不服申立ての状況（平成30年度） 0件